

第7回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議
「基本戦略分科会」

平成19年10月24日(水)
18:00~20:00
厚生労働省 省議室(9階)

議 事 次 第

○ 議 事

包括的な次世代育成支援の枠組みの検討について

[配付資料]

資 料 包括的な次世代育成支援の枠組みの検討について

包括的な次世代育成支援の 枠組みの検討について

ワーク・ライフ・バランスの推進及び国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

【推計に当たっての留意事項】

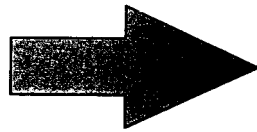
- 次世代育成支援に関連する制度のうち、ワーク・ライフ・バランスの推進及び国民が希望する結婚や出産・子育ての実現に向けて関連の深い給付・サービスについて、一定の整備水準を仮定して、現行の費用がどう増加するか推計したもの。
 - ・現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、利用者負担などの関係者の費用負担のあり方、サービス提供のために必要となる施設整備費用等については勘案していない。
 - ・児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- 現在、これらの給付・サービスは、国、地方公共団体、事業主(保険料、拠出金)や被保険者本人(保険料)の負担により賄われているが、この総額(社会的なコスト全体)がどのように変化するか推計したものである。

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 <small>(Iに分類される社会支出の現在額(推計))</small> 約1兆3,100億円 ↓ 推計追加所要額 +1兆800億円 ↓ 2兆円	【未就学児 — 育児休業と保育でサポート】 ①現在就業を希望しながら非就業の者がすべて就業できるようサポート 育児休業・出産年齢の女性の労働市場参加が進み、出産前後に両立困難により就業継続を断念することなく育児休業を取得(第1子出産前後の継続就業率 現在38%→55%) 保育サービス・就業を希望する者が就業できる(3歳未満児のカバー率現行20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)	(現在) (推計所要額) 1兆1,700億円 → 2兆1,600億円 《+9,900億円》
	②スウェーデン並みに女性の就業率、保育のカバー率が上昇すると仮定 女性の就業率80%、3歳未満児に対する保育サービスのカバー率44%	(現在) (推計所要額) 1兆1,700億円 → 2兆3,700億円 《+1兆2,000億円》 (育児休業や保育の給付水準をスウェーデン並みにした場合) さらに+7,100億円
	【学齢児 — 放課後児童クラブでサポート】 放課後児童クラブ・就業を希望する者が就業できる (小1~3年生のカバー率現行19%→60%)	(現在) (推計所要額) 400億円 → 1,300億円 《+900億円》

<p>Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</p> <p>(Ⅱに分類される社会支出の現在額(推計)) 約2兆5,700億円</p> <p>↓</p> <p>推計追加所要額 +2,600億円</p>	<p>【働いているいないにかかわらず一定の一時預かりの利用を支援】</p> <p>〔一時預かり〕— 未就学児について月20時間(保育サービス利用者は月10時間)を上限に一時預かりの利用を助成</p> <p>子どもの年齢が低い時期は時間的制約や精神的負担の軽減ニーズが高く、児童の年齢が上がるにつれて経済的な負担が増すことに着目し、この費用を児童手当の給付に組み入れる形で、未就学児を対象とした一時預かりを充実することも考えられる。</p>	<p>(現在) (推計所要額)</p> <p>100億円 → 2,700億円</p> <p>《+2,600億円》</p>
---	--	--

<p>Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</p> <p>(Ⅲに分類される社会支出の現在額(推計)) 約4,500億円</p> <p>↓</p> <p>推計追加所要額 +1,800億円</p>	<p>【地域の子育て基盤となる取組の面的な推進】</p> <p>全戸訪問 全市町村で実施 地域子育て支援拠点 全小学校区に面的に整備 放課後子ども教室 全小学校区で実施 妊産婦健診 望ましい受診回数(14回)が確保されるよう受診費用を保障</p>	<p>(現在) (推計所要額)</p> <p>900億円 → 2,700億円</p> <p>《+1,800億円》</p>
--	--	--

平成19年度児童・家族関係社会支出
(予算ベースの推計値)
4兆3,300億円



推計追加所要額

I 1兆800億円～2兆円

II 2,600億円

III 1,800億円

(注) 平成19年度児童・家族関係社会支出4兆3,300億円(予算ベースの推計値、地方財政措置による少子化対策事業の経費を含む)をすべてI、II、IIIに分類(左欄)した上で、ワーク・ライフ・バランスの推進及び国民が希望する結婚や出産・子育ての実現に向けて関連の深い給付・サービス(中欄)に関して、現在の額と推計所要額を比較(右欄)した。推計所要額は、現在の児童数、出生数をベースにして、前提とした水準の給付・サービスが実現したときに要する社会的なコストを算出したものであり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。

支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

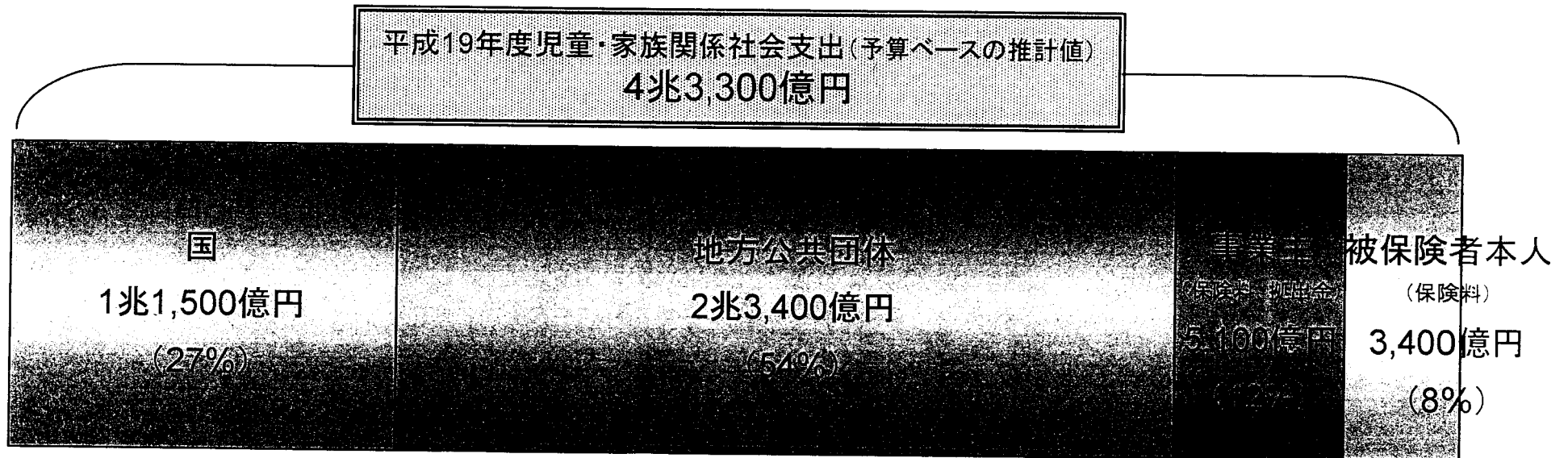
		支 給 額			
		現行 <small>(第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円)</small>	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給 対象 年 齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給 対象 年 齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

児童・家族関係社会支出を賄うための費用負担について

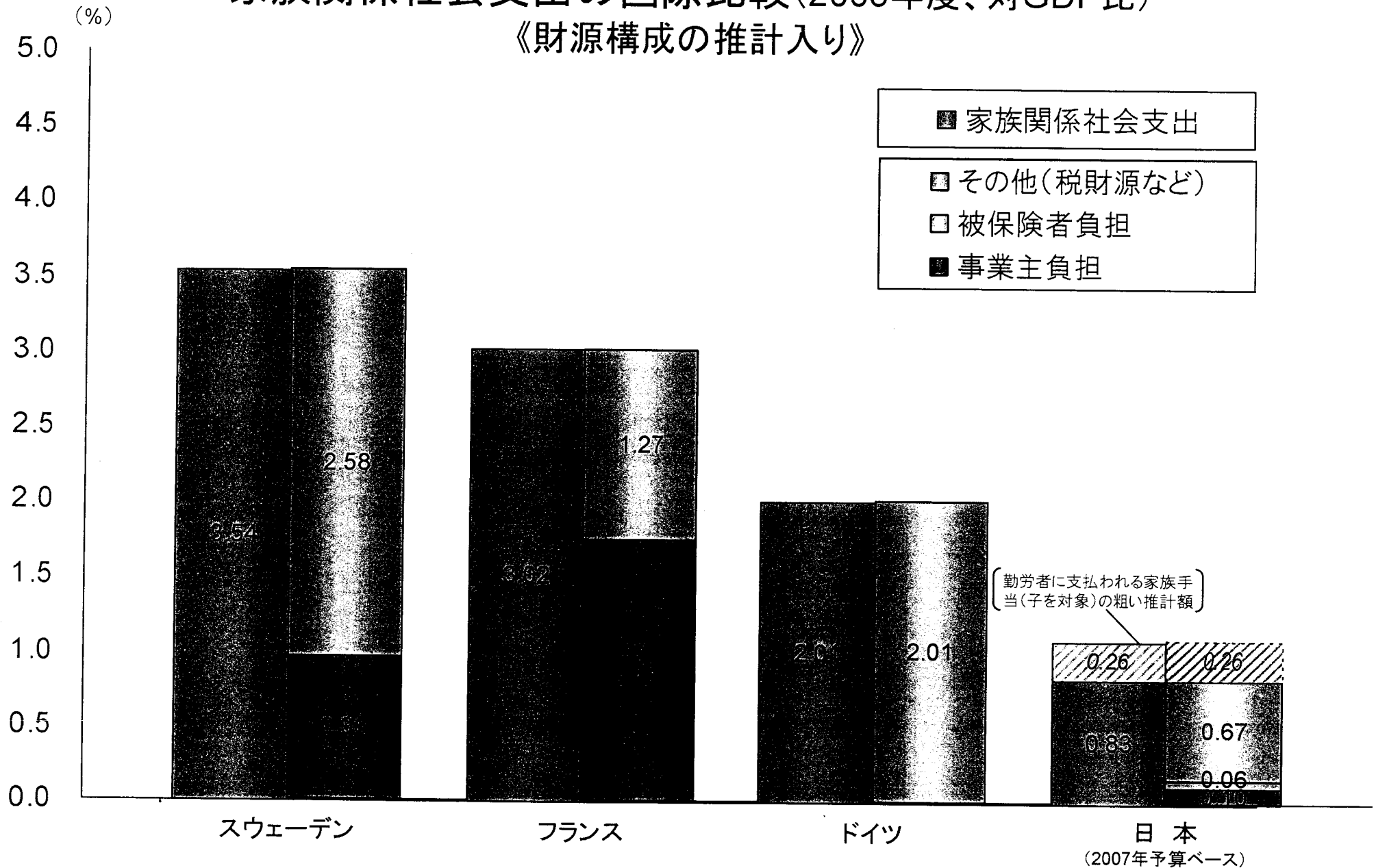
- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆4,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したものです。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な財源をその時点で手当てして行うことを前提に、給付の性格や施策間の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。



(注)端数の関係でそれぞれを足しあわせたものと合計は一致しない。

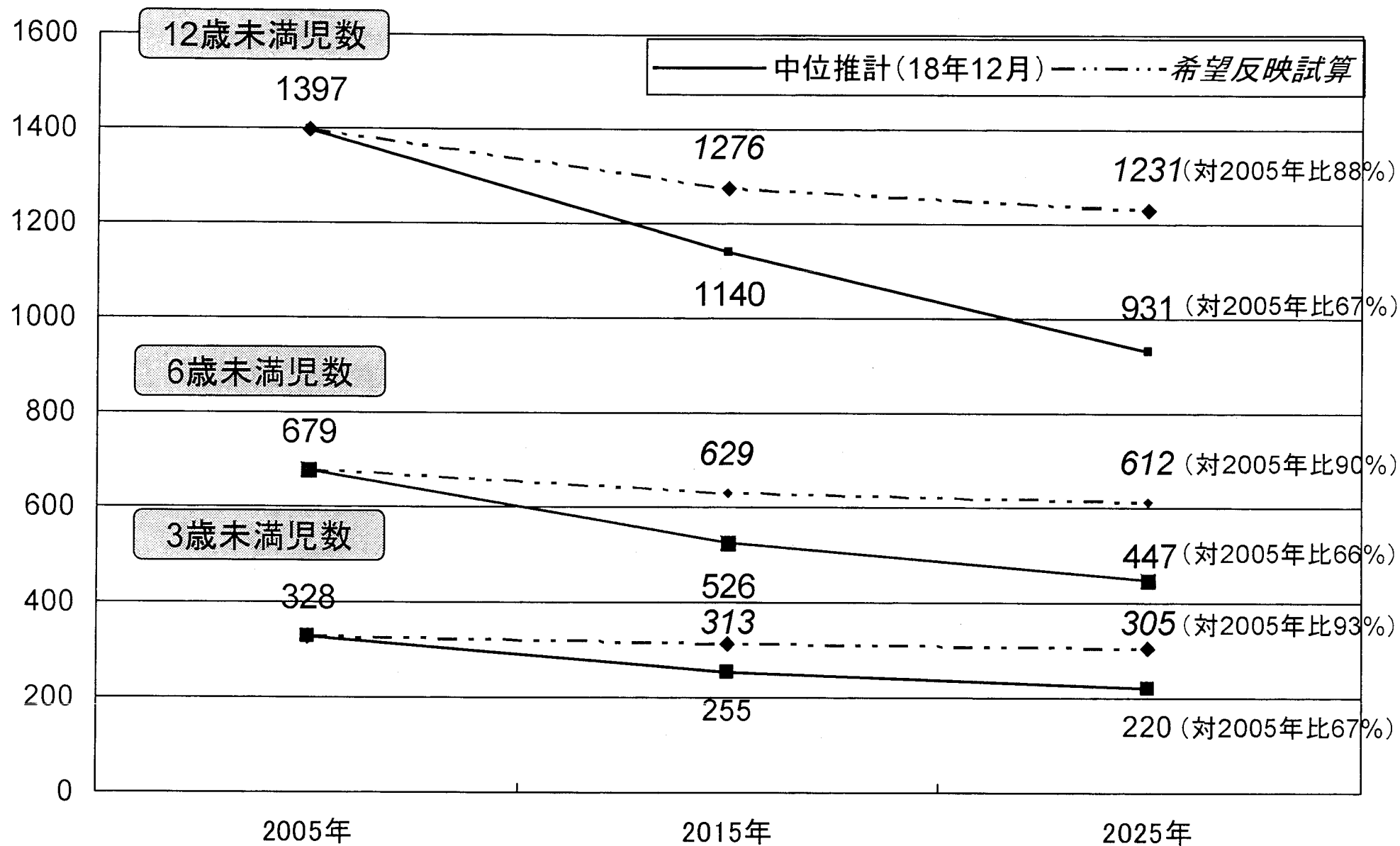
家族関係社会支出の国際比較(2003年度、対GDP比)

《財源構成の推計入り》



(注)「勤労者に支払われる家族手当(子を対象)の粗い推計額」は、「就労条件総合調査」(厚生労働省)、「国家公務員給与等実態調査」(人事院)などから厚生労働省において粗い試算を行ったもの(子を対象とした家族手当の総額:推計で1.24兆円)

(参考) 今後の児童数の推移



費用負担及び給付主体など制度的な枠組みを構築する際のポイント

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 子どもを育てながら就労することを希望する者に育児休業か保育サービスかどちらかが(あるいはそれらの組合せが)保障されること
- 事業主の取組と地方公共団体の取組が分断しないこと
- 子どもの健やかな育成の観点から一定の保育サービスの質が担保されること
- 希望に応じた就業の促進、次代を担う児童の健やかな育成を通じた労働力確保の観点が考慮されること

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 現物給付(一時預かり)を含めた総合的な支援が図られること
- 関連する諸制度(税制、勤労者に支給される家族手当等)との関係も総合的に考慮されること

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 一定の基準の下で地方公共団体が地域の実情に応じて事業を展開できること
- 子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働が図られること
- 特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮が包含されていること

(参考)乳幼児に関するフランス全国家族手当金庫の事業(2006年)

全国の家族手当金庫等が実施している乳幼児に関する事業への支出
83億7,900万ユーロ

社会的事業 (Action Sociale)
20億400万ユーロ

うち
保育施設運営のための支出
11億1,200万ユーロ

〔 集団保育所 9億 400万ユーロ
家庭保育所 1億7,100万ユーロ
親保育所 2,900万ユーロ

うち
保育施設の整備等のための支出
1億4,400万ユーロ

その他 7億4,800万ユーロ

法定給付 (Prestations Légales)
63億7,500万ユーロ

うち
乳幼児迎入れ手当
47億5,200万ユーロ

〔 賃金補助 19億7,500万ユーロ
保育費用補助 27億7,700万ユーロ

うち
(旧)養育手当など
16億2,300万ユーロ

(注)この表では「乳幼児迎入れ手当」は保育に係る賃金補助、保育費用補助の部分のみを計上。「乳幼児迎入れ手当」には、その他、出産・養子手当、基礎手当があり、これらを合わせた手当全体の給付額は88億1,800万ユーロ(2006年)。

(資料)CNAF(全国家族手当金庫)“L'accueil du jeune enfant en 2006”より作成

制度的な枠組みの構築の検討と並行して取り組むべき課題

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化
 - ・ 家庭的保育の制度的な位置付け、質を確保するための研修体系の構築、必要な基準の設定など
 - ・ 事業所内保育施設の地域における活用
- 短時間勤務を含めた育児休業取得方法の弾力化など
- 「放課後子どもプラン」の推進 — 保育所から放課後児童クラブへの円滑な移行の確保

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 多様な主体による一時預かりサービスの展開
 - ・ 一時預かり事業の制度的な位置付け、必要な基準の設定など

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 多様な主体による地域子育て支援活動の展開
 - ・ 生後4か月までの全戸訪問事業やこれに続く訪問支援、地域子育て支援拠点事業の制度的な位置付け
- 「放課後子どもプラン」の推進 — 安全・安心な子どもの居場所の設置
- 地域や事業主が策定する次世代育成支援のための行動計画改定等に向けた取組推進のための制度的な対応